(11) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
(12) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(13) 医療安全管理委員会が設置されていること。
(14) 当該療養について、五例以上の症例を実施していること。
(15) 届出月から起算して一年が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

百三　腹腔鏡下膀胱内手術（膀胱尿管逆流症又は巨大尿管症に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準
(1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(2) 泌尿器科専門医であること。
(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準
(1) 泌尿器科を標榜していること。
(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
(4) 臨床工学技士が配置されていること。
(5) 病床を二十床以上有していること。
(6) 当直体制が整備されていること。
(7) 緊急手術体制が整備されていること。
(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
(11) 当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

○厚生労働省告示第五百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十二年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表Ⅱ区分057(1)③中「ライナー」の下に「(ⅰ)」を加え、同(1)に次のように加える。

④ ライナー(ⅱ)　77,500円

別表Ⅱ区分058(3)に次のように加える。

③ 膀胱尿管逆流防止用材料(ⅲ)　56,200円
④ 膀胱尿管逆流防止用材料(ⅳ)　55,900円

別表Ⅱ区分058(4)中「ライナー(ⅱ)」の下に「(ⅰ)」を加え、同区分に次のように加える。

(5) ライナー(ⅱ)　84,300円

別表Ⅱ区分133(3)④を次のように改める。

④ 大動脈用ステントグラフト用
ア 血流遮断型（胸部及び腹部用）　67,700円
イ 血流非遮断型（胸部用）　88,700円

別表Ⅱ区分133(11)①に次のように加える。

ネ 特殊型　141,000円

○厚生労働省告示第五百八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第3に第6部として次のように加える。

第6部　追　　用　　薬　　規　　格　　単　　位

外　　名　　品　　(ml)

アイノフロー吸入用800ppm

○社会保険庁告示第二十五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十一年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十一年十二月二十八日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

一　国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める等の件（昭和四十九年社会保険庁告示第十号）
二　市町村の長に健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定する件（昭和五十九年社会保険庁告示第十三号）
三　国民年金法施行令の規定に基づき社会保険庁長官の定める地を定める件（昭和六十一年社会保険庁告示第十二号）
四　厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件（平成十二年社会保険庁告示第十八号）
五　健康保険法第三条第二項の規定による被保険者に関する保険料額等を定める件（平成十四年社会保険庁告示第十九号）
六　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（平成十六年社会保険庁告示第十五号）
七　国民年金法の規定に基づき社会保険庁長官が指定する期間を定める件（平成十七年社会保険庁告示第十八号）
八　国民年金の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（平成十八年社会保険庁告示第三十三号）
九　厚生年金保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（平成十八年社会保険庁告示第三十四号）
十　船員保険の年金受給者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（平成十八年社会保険庁告示第三十五号）
十一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（平成十八年社会保険庁告示第三十六号）
十二　国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づく日本国内に住所がない者であって社会保険庁長官が定めるものを定める件（平成十九年社会保険庁告示第十八号）
十三　介護保険法第百三十四条第七項の規定に基づき社会保険庁長官が同意した件（平成十九年社会保険庁告示第二十四号）
十四　健康保険法等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正後の国民健康保険法第七十六条の四において準用する健康保険法等の一部を改正する法律第二十四条の規定による改正後の介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき社会保険庁長官が同意した件（平成十九年社会保険庁告示第二十五号）